

倉敷市の就学支援ガイド

～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～

倉敷市教育委員会

【教育支援の考え方】

障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくために、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉えます。

障がいのある幼児児童生徒の「学びの場」の決定に当たっては、障がいの状態に加えて、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、慎重に行う必要があります。

また、各学校において、教育相談や「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく校内教育支援委員会等を定期的に開催することにより、児童生徒の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、「学びの場」を柔軟に見直し、一人一人のニーズに応じた合理的配慮・教育支援の充実に努めることが重要だと考えています。

多様な学びの場

【通常の学級】

特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している場合には、一人一人の特性に応じた指導を行います。また、特別な支援を必要とする児童生徒だけでなく、全ての児童生徒に分かりやすい授業を目指して指導しています。



【通級による指導】

通常の学級に在籍する「言語障害」「自閉症」「情緒障害」「難聴」「学習障害(LD)」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」等のある児童生徒に対し、その障がいの状態に応じて、学習上または生活上の困難を改善・克服するための自立活動の指導をしています。



【特別支援学級】

「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱」「自閉症・情緒障害」等の障がいがあり、学校生活全般において、一人一人の児童生徒に応じた「特別の教育課程」による指導をしています。

また、通常の学級の友達と一緒に活動したり、学んだりする「交流及び共同学習」も取り入れています。



【特別支援学校】

障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加する資質を養うため、個別の教育的ニーズや障がいの状況等に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた教育内容、方法により指導をしています。



お子様の就学先を決めるまで (障がいのある幼児)

視覚、聴覚、知的、肢体、病弱、自閉症等の障がいがあり、特別支援学校、特別支援学級への就学を検討されている場合

※医療的なケアの必要がある場合

視覚、聴覚、知的、肢体、病弱、言語、情緒、自閉症、LD、ADHD等の障がいがあり、特別支援学校、特別支援学級への就学、通級による指導を受けることを検討している場合

～ 就学前年度 ～

【幼児のための就学相談】6月～7月

- ・就学に係る質問にお答えします。
- ・就学先についての保護者の意向等を伺います。
- ・お子様についても面談をさせていただきます。
- ・※4月下旬に園等からお知らせがあります。



【就学時の健康診断】10月

- ・9月上旬に保健体育課より、案内のはがきが届きます。
- ※健康診断では、小学校で各種健診を受けます。併せて、お子様の様子を見取りをさせていただきます。

【小学校との面談】就学時の健康診断後、2週間以内を目途に

- ・就学時の健康診断の様子や園等からの引継ぎを参考にし、視覚、聴覚、知的、肢体、病弱、言語、情緒、自閉症、LD、ADHD等で、特別な支援を要することが予想される場合は、小学校から保護者に連絡があります。
- ・小学校との面談の結果、特別な支援を望む場合は、個人資料(園等からの情報提供、診断書、検査結果等)の提出、就学に係る個別面談(【幼児のための就学相談】参加者は免除)をさせていただきます。



【就学に係る個別面談】10月下旬～11月上旬

- ・就学に係る質問にお答えします。
- ・就学先についての保護者の意向等を伺います。
- ・お子様についても面談をさせていただきます。

【倉敷市教育支援委員会での審議】11月下旬

- ・倉敷市教育支援委員会は医師、児童福祉施設職員、教育機関職員等の専門的な見識を有する委員(20～25名)で構成されます。
- ・お子様の状態を基に、専門的な見地から、最も適切と思われる就学先や必要な支援を判断します。

【就学先の検討、学びの場の決定】12月中旬～1月下旬

- ・倉敷市教育支援委員会の判断結果は、12月中旬から下旬にかけて、小学校を通じて、保護者の方にお伝えします。(県立特別支援学校の判断結果は、2月上旬になります。)
- ・お子様に必要な教育的支援や合理的配慮について、学校と合意形成を図りながら、学びの場を決定します。

「お子様の就学先を決めるまで」に関する Q&A

Q1. 「幼児のための就学相談」と「就学に係る個別面談」は、どちらに参加すればよいですか？

A1. 「幼児のための就学相談」では、就学にあたって、特別支援学校への入学や特別支援学級への入級等をお考えの方に、お子様の様子をお聞きしながら、適切な学びの場について一緒に考えさせていただきます。「就学に係る個別面談」では、上記に追加して、通級指導教室をお考えの方についてもお話をお伺いします。

学びの場を悩まされていたり、受診や検査結果等が7月以降になったりする場合は、より就学に近い日程で行う「就学に係る個別面談」への参加をお勧めしています。

Q2. 「幼児のための就学相談」や「就学に係る個別面談」を園や小学校から勧められた場合、必ず受けないといけないのですか？

A2. いずれの相談も必ず受けていただくかなければならないものではありません。特別支援学校への就学、特別支援学級への入級、通級指導教室への通室を希望する場合は、いずれかの相談を受けていただきます。希望しない場合は、その旨を園や就学予定の小学校へお伝えください。

Q3. 「幼児のための就学相談」「就学に係る個別面談」のときに、持っていくものはありますか？

A3. お子様の障がいの状態が分かるような身体障害者手帳や療育手帳、検査結果、診断書等、参考となる資料があればコピーを提出ください。保護者の方のお話やお子様の様子の見取りに併せて、資料も参考にさせていただきます。

Q4. 特別支援学校から特別支援学級へ、特別支援学級から通常の学級へ籍を変えることはできますか？

A4. 籍の変更については、在籍している学校に相談ください。また、学校の方から相談させていただく場合もあります。お子様にとって最も適切な学びの場はどこなのかということを第一に考えた上で、学校と十分に話し合ってから決めてください。

Q5. 学校への相談は、どのようにしたらよいでしょうか？

A5. 就学前の時期であれば、学校内の特別支援教育の推進の重要な役割を担う、「特別支援教育コーディネーター」の先生に相談していただくのがよいと思います。

また、就学後は上記に加え、担任の先生やスクールカウンセラー等、多くの方に相談をすることができます。

Q6. 特別支援学校や特別支援学級の様子を知りたいのですが、見学はできますか？ また、就学後、学校に配慮してほしいことがあります、そのようなことは、いつどこへ伝えたらよいですか？

A6. 特別支援学校では、学校公開や就学相談を開催しておりますので積極的にご利用ください。

特別支援学級の見学もできます。就学予定校にご連絡ください。配慮してほしいことについては、見学や相談に行かれたとき等に直接お伝えください。

相談機関

機関名	電話	支援の内容
倉敷市教育委員会指導課 特別支援教育推進室	426-3831 426-3829	障がいのある幼児児童生徒への指導方法や支援体制について、巡回相談等を実施し支援をします。
倉敷市教育委員会指導課 (相談専用電話)	426-0300	学業、交友関係、不登校、育児、しつけ等、学校生活や子育てに関する相談をお受けします。
倉敷教育センター (ライフパーク倉敷内)	454-0400	子育ての悩み、園や学校生活、障がい、また就園就学、進路についての相談をお受けします。
倉敷市総合療育相談センター ゆめぱる (くらしき健康福祉プラザ内)	434-9882	発達についての専門相談をお受けし、児童デイサービスなど必要なサービスをコーディネートします。
倉敷市立倉敷支援学校	425-4611	倉敷市の特別支援教育のセンター校として、教育・指導に関する相談、就学や進路に関する相談をお受けします。
岡山県総合教育センター	0866-56-9106	教育上の様々な問題についての教育相談を行っています。
岡山県倉敷児童相談所	421-0991	18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる問題についての相談に応じます。

参考資料



【くらしきの特別支援教育】
※倉敷市の特別支援学級や通級指導教室等の設置状況が載っています。



【倉敷市特別支援教育総合プロジェクト図】
※倉敷市の特別支援教育に関わる取組や事業がまとめてあります。



**【第4次岡山県特別支援教育
推進プラン:概要版】**
※岡山県の特別支援教育の推進について取り組むべき事項が示されています。



【特別支援教育就学ガイド】
※岡山県教育委員委員会が作成した適切な就学に向けた保護者向けのリーフレットです。